

損害賠償請求訴訟の提起について ～ 三木市吉川浄化センター汚泥脱水機の瑕疵担保責任を追及 ～

平成29年度に三木市吉川浄化センターにおいて実施した汚泥脱水機更新工事により設置された機器に瑕疵があり、請負業者に瑕疵の修補を求めたが拒否されたため、下記のとおり本日付けで神戸地方裁判所に訴訟を提起し、瑕疵の修補に代わる損害賠償の請求を行いました。

1 訴えの相手方（被告）

- (1) O E S アクアフォーコ(株) 代表取締役 鈴木 寛
豊岡市神美台 157 番 76
- (2) 原告(三木市)が被告に発注した工事の概要
 - ア 工事場所 三木市吉川浄化センター
(三木市吉川町山上字宮ノ前 121 番地の 1)
 - イ 工事内容 三木市吉川浄化センター内に新しい汚泥脱水機を設置すること及びそれに関連する工事
 - ウ 工事期間 平成 29 年 4 月 28 日から平成 30 年 3 月 26 日まで
 - エ 請負金額 111,024,000 円 (税込)

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告(三木市)に対し、金 2 億 0733 万 6008 円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え
 - (2) 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

3 請求の原因

(1) 工事の実施等

被告は、平成 29 年 4 月 28 日から平成 30 年 3 月 26 日までの工期で、工事を行い、汚泥脱水機を設置した（以下、この汚泥脱水機を「本件脱水機」という。）。

ただし、契約の特記仕様書には「工期満了後も運転状況が安定するまでは請負者の責任において機器調整を行うこと」との条件が定められており、平成 30 年 3 月 26 日以後、令和元年 6 月までは、本件脱水機の製造メーカーである(株)西原環境の従業員が、本件脱水機の調整運転を行っていた。

(2) 不具合の発生

(株)西原環境による調整運転は、令和元年 6 月で終了し、同年 7 月からは、市が三木市吉川浄化センター（以下「浄化センター」という。）の維持管理業務を委託している別の業者（以下「本件維持管理業者」という。）が本件脱水機の運転を行うようになった。

ところが、本件維持管理業者が本件脱水機の運転を行ってみると、次のような様々な不具合が発生した。

ア 汚泥を入れて運転中、ケーキ排出口から、多量の水が排出される。また、運転後の脱水ケーキの含水率も、市が求めた機器の仕様（79 パーセント以下）に比較して、極めて高い状態（90 パーセント程度）にある。

イ 機器の洗浄（汚泥を入れず洗浄水を入れて行う。）中も、ケーキ排出口から多量の洗浄水が排出される。

ウ その他、主電動機から異音がする、電力量モニタの故障が発生する、といった細かな不具合も頻発している。

(3) 手直し（修補）の請求等

ア このような事態を受けて、市は、被告及び(株)西原環境に不具合があることを連絡し、令和元年 9 月 26 日付けで「工事手直し指示書」を被告に交付し、同書面において「分離液、洗浄水が汚泥搬出口から漏水する」こと等を指摘して修補を請求した。

イ これに対し、被告は、令和元年 11 月 5 日付けで「吉川浄化センター脱水機運転のお願い」と題する書面を市に交付し、その中で、「吉川浄化センターの汚泥脱水機につきまして水漏れの不具合が生じ、ご迷惑をおかけしていることを深くお詫び申し上げます」、「令和元年 9 月 26 日付の指示書にある手直し事項については、機器の瑕疵にあたと判断しており、現在、改良・改善に向けた検討・計画を進めており、責任を持って対応致します」等と述べている。

ウ その後、被告又は(株)西原環境の担当者が本件脱水機の修補を試み、薬剤を変

更したり、汚泥を本件脱水機に入れる前にあらかじめ汚泥の濃度を濃くしてみたりといった方策も試行されたが、前記(2)の不具合は解消せず、令和2年1月以降においても脱水ケーキの含水率は高い状態にある。

エ このような状況を受けて、市は、令和2年2月前半頃、合意書案を被告に交付し、同合意書案への捺印を求めた。

なお、同合意書案は、

- ① 「起動時、運転中及び洗浄工程中に脱水ケーキ排出側から漏水すること」
- ② 「運転中に水に濡れた含水率が高い脱水ケーキが排出されていること」
- ③ 「現状、汚泥脱水機から排出された脱水ケーキが検査基準を満足していないこと」
- ④ 「高い含水率の脱水ケーキが搬送されて汚泥貯留ホッパから脱水ケーキが漏れて床に落下しており、脱水ケーキの除去のために維持管理者の作業が増加していること」
- ⑤ 「汚泥貯留ホッパ内の含水率が高く、汚泥処分業者から受け入れを断られ、汚泥処分が出来なくなっていること」
- ⑥ 「高い含水率の脱水ケーキが搬送されたため、令和2年1月10日から1月27日までに乙(=被告)が現場で汚泥脱水機の運転調整を行ったが、問題が解決されなかったこと」
- ⑦ 「主電動機から異音が発生していること」
- ⑧ 「電力量モニタの故障が発生していること」

という問題が発生していることを指摘し、修補、機器の取替え、損害賠償等を求めるものである。

オ しかし、被告は、2020年2月12日付け書面において、市の要求には一切応じない旨を回答し、合意書案への捺印を拒否した。なお、(株)西原環境も、被告に対し、本件脱水機に瑕疵はない等と通知したようである。

(4) 損害賠償請求

浄化センターに集積されてくる汚泥の処理を止めるわけにはいかないため、何らかの方法で処理を行う必要があり、やむを得ず本件脱水機を使用し続けることとし、これにより排出される含水率の高い脱水ケーキを業者に委託して運搬・処分することになる。

ただし、含水率の高い脱水ケーキを運搬・処分する場合、含水率の低い脱水ケーキを運搬・処分する場合よりも、高額のコストがかかることになる。

市が試算した結果、今後、含水率が高い脱水ケーキの運搬・処分に要することとなる年間の運搬・処分費用 2836万3500円(税込)と、本件脱水機が契約ど

おりの性能を発揮していた場合に脱水ケーキの運搬・処分に要していたであろう年間の運搬・処分費用 629万1450円（税込）との差額は、2207万2050円となる。したがって、本件脱水機が契約どおりの性能を発揮していない（瑕疵がある）ことにより、市は、1年間に2207万2050円の余分な出費を強いられる（損害を受ける）ということになる。

そして、本件脱水機の耐用年数は15年であるが、本訴訟提起時点から見れば、13年間、本件脱水機を使用することになる。

したがって、市は、本件脱水機が契約どおりの性能を発揮していない（瑕疵がある）ことにより、上記の2207万2050円の13年分の余分な出費を強いられる（損害を受ける）ことになる。

ただし、中間利息を控除した13年分の損害額は2億0733万6008円（＝2207万2050円×9.3936）となる。

問い合わせ先 上下水道部下水道課
電話 0794-82-2000（内線 4300）